

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十七号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第百二条の二第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に一般競争入札若しくはせり売りの公告又は指名競争入札の入札者の指名をしたものについては、改正後の第百二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。